

第8条細則

- 第1項 会長は理事の任期満了までに正会員および学生会員の互選による次期理事の選出を終了する。
- 第2項 理事の定数は、下記に示す北海道、東北、関東、中部、関西、九州の各地域について、正会員と学生会員の合計数50名に対し1名の割合とする。ただし、正会員と学生会員の合計数が50名未満の地域では1名とする。
- 第3項 理事の選挙は地域ごとの正会員および学生会員の直接無記名投票による。地域の定数が複数の場合は連記制とする。投票は郵送または電磁的方法によることが出来る。
- 第4項 会長は立会人2名を指名し、開票を行う。
- 第5項 投票数の多いものから定数までを当選者と定める。ただし得票数が等しい場合は抽選によって定める。
- 第6項 会長は選挙の結果を理事会および総会に報告し、その了承を受ける。新会長は幹事1名を理事に指名することが出来る。

付則 2002年11月1日施行
2004年4月4日一部改正
2019年3月23日一部改正
2023年3月1日一部改正

<地域区分>

北海道地域：北海道

東北地域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東地域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県

中部地域：愛知県、福井県、岐阜県、石川県、三重県、長野県、静岡県、富山県

関西地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州地域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県